

液状化による宅地の被害の復旧を支援します

令和7年度も
実施します！

～新潟市液状化被災宅地等復旧支援事業のお知らせ～



(1) 対象となる宅地

①②③の全てに該当する宅地

- ① 令和6年能登半島地震の際、住宅^{※1}の敷地として使われていたもの
- ② 液状化被害が確認^{※2}されたもの
- ③ 住宅が「準半壊以上」^{※3}の罹災証明を受けたもの

※1 店舗等との併用住宅は対象。賃貸住宅、企業の社宅や寮、空き家などは対象外

※2 液状化被害(住宅の沈下・傾斜、地盤の亀裂、噴砂など)が確認できる写真・書類等が必要

※3 宅地に液状化による相応の被害があると認められる場合は、一部損壊も対象となる場合があります。

【液状化による被害の事例（参考）】



①住宅の沈下・傾斜



②地盤の亀裂



③擁壁の崩壊



④噴砂

写真出典
 ①、②：
 熊本災害デジタル
 アーカイブ
 ③：被災宅地の調
 査・危険度判定
 マニュアル-参考
 資料-
 ④：被災者提供

(2) 対象となる工事

① 復旧

被災宅地の原形復旧を基本とした工事(擁壁、地盤の復旧等)

(グレードアップは対象外)

② 地盤改良

沈下防止のための住宅建屋下の地盤改良工事

③ 基礎の傾斜修復

住宅基礎の沈下・傾斜を修復する工事

※これらの工事は、着手済・完了済であっても対象となります。

※工事のために実施した調査・設計も補助の対象となります。



<相談・申請窓口>

●ふるまち庁舎(古町ルフル) 5階 (中央区古町通7番町1010)

- ▶ 予約制：ご希望の原則4日前までに電話で要予約
- ▶ 予約枠：月～金(土日祝除く) 4枠(午前9時、午前11時、午後1時、午後3時)

●[R8.2.27まで開設]西区役所区役所棟 2階 (西区寺尾東3-14-41)

- ▶ 予約不要
- ▶ 開設日時：平日(土日祝除く)午前9時～午後5時



△専用サイトはこちら

<お問い合わせ、及び、予約受付(ふるまち庁舎)>

制度に関する問い合わせ専用ダイヤル ☎ 025-226-2710 (土日祝除く)午前9時00分～午後5時00分

(3) 補助金額

●補助対象経費上限:1,200万円

●補助率 : 2/3

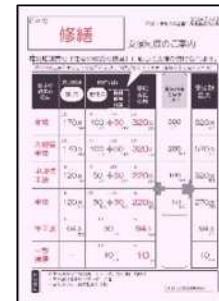
●補助上限額 : 766.6万円

〔ただし、既存の国・県・市の支援制度を活用している場合はその支援額が控除されます〕

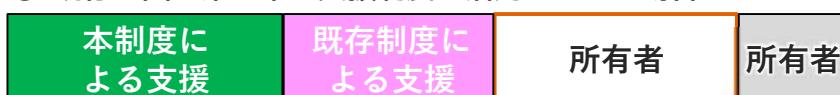
① 既存の国・県・市の支援制度を活用していない場合



既存の国・県・市の支援制度



② 既存の国・県・市の支援制度を活用している場合



(4) 申請手続きの基本的な流れ

① 相談

- ・制度の概要を知りたい
- ・対象となるか知りたい
- ・補助金額がいくらになるか知りたい

など、まずは相談窓口へご相談ください。

- 〔
・り災証明書
・発災時の被災状況が分かる写真
・工事見積書(ある場合)
をお持ちいただくとスムーズです

①交付申請

書類準備後
▼
交付申請書
を提出
(窓口へ)

②工事

着手
▼
完了

③実績報告

工事完了後
▼
実績報告書
を提出
(窓口へ)

補助金受領

施工業者
代理受領
も可

～既に見積りをお持ちの方は、補助金額の目安を試算してみましょう～

① 見積書から本制度の補助対象経費となる費用の合計(税抜)を計算 … A 円
(補助対象経費:上限1,200万円)

② 下記計算式により基礎額を計算

$$\text{基礎額} = (\boxed{A} \text{ 円} - 50\text{万円}) \times (2/3) = \boxed{B} \text{ 円}$$

③ 国応急修理(活用額のうち50万円を超えた額のみ)、県応急修理(活用額の全額)、市修繕支援または市建替支援(活用額の全額)の合計額を計算 … C 円

④ 下記計算式により本制度の補助金額を計算

$$\boxed{B} \text{ 円} - \boxed{C} \text{ 円} = \text{補助金額} \boxed{\quad} \text{ 円}$$

(千円未満切り捨て)